小平市教育委員会議事録(甲)

——8 月 定 例 会——

平成29年8月17日(木)

開 催 日 時 平成29年8月17日(木) 午後2時00分~午後4時32分

開 催 場 所 大会議室

出 席 委 員 古川正之 教育長

森井良子 教育長職務代理者

山田大輔 委員

高槻成紀 委員

三町章 委員

説明のための出席者 有川知樹 教育部長

出町桜一郎 教育指導担当部長兼指導課長

松原悦子 地域学習担当部長

余語聡 教育総務課長

坂本伸之 学務課長

荒木忍 教育施策推進担当課長

相澤良子 地域学習支援課長

照井幸枝 中央公民館長

湯沢瑞彦 中央図書館長

石野義史 教育総務課長補佐

星野賢二 学務課長補佐

関口優一 学校給食センター所長

本橋義浩 指導課長補佐

窪田隆徳 指導主事

小影俊一 指導主事

永田達也 文化スポーツ課長

松本 スポーツ事業推進担当係長

書 記 宮﨑淳 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主事

傍 聴 者 40名

午後2時00分 開会

(開会宣言)

〇古川教育長

ただいまから教育委員会8月定例会を開会いたします。

傍聴者の方にお伝えいたします。

入り口でお渡しいたしました傍聴券の裏面に注意事項が記してありますので、ご了解の上、傍

聴中は静粛にしていただき、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

(署名委員)

〇古川教育長

それでははじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は山田委員及び 私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項(6)並びに、議案第27号及び第28号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

- 賛成者挙手-

〇古川教育長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。 それでは、本日の議題に入ります。

(協議事項)

〇古川教育長

はじめに、協議事項(1)平成30年度から平成31年度使用小学校教科用図書についてを議 題といたします。

小学校教科用図書につきましては、7月31日の臨時会でご協議いただき、候補を絞っていた だいております。

本日の協議では、前回、絞っていただきました候補から1者に絞り込み、協議終了後に議案を 作成し、審議し、採択する予定でございます。

事務局より追加資料等はございますでしょうか。

〇出町教育指導担当部長

平成30年度から平成31年度使用小学校教科用図書についてですが、7月31日開催の教育委員会臨時会の資料配付以降に、要望書の提出がございましたので、追加して資料No.1として配付いたしました。

〇古川教育長

それでは、小学校教科用図書の見本本も用意されておりますので、適宜ご参照いただき、協議をしていきたいと思います。

前回の協議では、8者から見本本の送付がございまして、皆様のご意見から、東京書籍「新しい道徳」、教育出版「小学道徳 はばたこう明日へ」、光村図書出版「道徳 きみがいちばんひかるとき」、の3者が議案候補として挙がっております。この3者について、皆様のご意見を伺い、1者に絞りたいと思います。

どなたか、発言をお願いいたします。

〇森井教育長職務代理者

前回開催された臨時会で3者に絞られたわけですが、3者の教科書を改めて最初から読み直してみました。

特別な教科道徳に求められる、よりよく生きていくための資質、能力を培うという趣旨を踏まえ、児童にとっても、そして指導する教員にとっても今回採択される道徳科として初めての教科書であるという点に注目することにしました。

小平市立小学校教科用図書審議委員会からの調査報告書と、東京都教育委員会の教科書調査研究資料を見させていただき、私の考える児童にとってよい教科書とは、まず児童に優しい色合いや書体に工夫が見られること。記号や写真などのわかりやすさや見やすさ、教科書の大きさが児童の学習活動に適したものであること。そして、質、量とも教材にふさわしい挿し絵が使われており、児童が学習を進める上で効果的であること。また児童にとって、教材に入り込むきっかけとなるような適切な発問がされていることであると考えます。

また、指導する教員にとっては学習指導要領に基づき、内容が正確、かつ公平であることはも ちろんですが、児童の発達段階に応じた分量であること。学習が効果的に進められるような配慮 や工夫のあること。スムーズに授業を進めることができる導入であること。そして、適切な発問 をすることで、考え、議論する道徳の実践が可能となることなどが挙げられます。

そのような観点から、目録順に言いますと、まず東京書籍ですが、大きく見やすい挿し絵や写真がどの教材にも学年に応じて適量配されており、また文字の大きさや行間も十分であると感じました。また、2年生以上の教科書からは、これから「1年間で学ぶこと」と、「道徳の学習を進めるために」が最初に載っており、道徳の授業を進めるに当たっての心構えが示されていますが、3年以上の教科書には教材面の前に発問がなく、児童の授業へのスムーズな導入には教員の工夫が必要になると思われます。

教育出版はビジュアルを重視した学びやすい教科書であると、編集趣意書には記載されていますが、教科書の大きさや重さは適切であるものの、写真が他者に比べてやや画質が荒いとの報告もあります。教材面の前に発問があることで授業への導入はスムーズに行える反面、発問前の一文が児童を求める答えに導いてしまう感じを受けます。

例えば、2年生の100ページ、「大切な命」では、皆さんが生きられるのは家族に守られてきたからです、たった一つしかない大切な命について考えてみましょうとか、3年生60ページ、「正しいことは自信をもって」では、正しいと思うことができたときには、すがすがしい気持ちになりますね、正しいと思ったことをするために大切なことはなんでしょう、などがあります。

光村図書出版では他者に比べると文字がやや小さいとの報告がありますが、挿し絵や写真の分量や配置、また画質や大きさも適切であり、言葉の説明も適切に補足されているとのこと。また教材の前の発問の内容、用途も適切で児童の授業へのスムーズな導入につながり、各教材の最後に、考えよう、つなげようがあることで、児童が生き生きと学べるような工夫がされているだけでなく、教員にとっても考え議論する道徳の実現が可能となるとの報告もあります。

3者とも児童にとってわかりやすく見やすい教科書であるかとの観点では、甲乙つけがたいと考えますが、まず児童が見て分かる違いとして、教科書に使用している紙の色が目に優しく配慮されている点、挿し絵や写真が美しく、授業の助けとなる点、また東京書籍、教育出版とも低学年の教科書にとじ込みページがあり、児童にとって使いにくさを感じるのではないかという点では、光村図書出版の教科書がいいのではないかと思います。

また、3者で使用されている教材の6年生「手品師」を比べてみて、教材の前の学習のテーマは東京書籍、教育出版とも「誠実に明るい心」で、光村図書出版は「自分の心に誠実に」ですが、「誠実」という言葉の「誠」という字は6年で習う漢字ということもあるせいか、東京書籍は全て平仮名、教育出版は「誠実」は漢字で、「誠」にのみルビ、光村図書出版は「誠実」は漢字で、全てにルビでした。6年生のこの時期に、この「誠」という字をまだ習っていないかもしれないということで、ルビが振られているのかと思いますが、「誠実」という言葉の「誠」にだけルビが打ってある、「誠実」全てに打ってあるというところに言葉の意味というものを配慮しているのではないかという、そういう細かい配慮をされている点があると感じました。

また、教材前の発問は東京書籍にはなく、教育出版は皆さん「誠実に明るい心で過ごしていますか、誠実に生きるとはどのようなことでしょうか」としているのに対し、光村図書出版は「誰かと約束したのに守れなかったことってある」でした。

そして、教材の最後に東京書籍は「学びの手引」の中で、手品師の気持ちと手品師のすばらしかったところを話し合わせ、誠実に生きることについて、考えをまとめ発表させるとし、教育出版は手品師の気持ちを話し合わせ、「あなたはそうしたほうがよいと思ったことを行動に移せたことはありますか」でまとめています。光村図書出版は「考えよう」というテーマの中で「誠実に生きるとはどういうことだろう」と設定し、手品師の思いを述べさせた上で、「誠実に生きるとはどんな生き方でしょう」と問いかけ、「つなげよう」の中で「誠実さってどうして大切なんだろう」と児童に投げかけています。

この教材を通して見えることは、教材前の発問は児童の自由な発想の妨げになってはいけないこと、しかし授業のスムーズな導入のためには適切な分量が必要であること、そして教材の登場 人物の気持ちを通して、いかに自分のこととして考え、つなげられるかということです。

そしてスムーズな授業ができるためには、そういったバランスのよい教科書を選ばなくてはならないという点から、私は光村図書出版が他者と比べてすぐれていると感じました。

さらに、児童に対する配慮として、光村図書出版の教科書には巻頭に道徳の時間の学習の仕方が示されており、1年から6年までの全学年の巻頭に載っている学年に応じた内容の「みんなで生きている」という詞や、巻末の付録にある各界で著名な方々からのメッセージも実に心に響く

すばらしいものです。

特別な教科道徳として初めて使用する教科書は、児童にとってはもちろん指導する教員にとっても、さまざまな配慮を感じられる教科書であり、市民アンケートで寄せられたご意見等、さまざまな要素に考慮し、私としては小平の子どもたちに使ってほしい教科書は、光村図書出版の「道徳 きみがいちばんひかるとき」であると考えます。

〇古川教育長

ありがとうございました。 ほかにございませんか。

〇山田委員

このたびの平成30年度から小平市立小学校において使用する道徳の教科書採択に対しまして、 先般7月臨時会にて8者から3者に絞り込みがありましたので、改めてその3者の教科書を拝見 し、意見を述べさせていただきます。

調査報告書やアンケートも参考に、私は教科書の全体の統一感、サイズ、授業の学習の目当て、振り返り、また道徳を学ぶことで我が事のように感じ、考え、行動に移すことができるようになることが、この教科で最も重要と考えておりますので、読み物としても身近に感じ、捉えられる題材か否か、前回同様、拝見させていただきました結果、私は光村図書出版を指名したいと思いました。

全体の統一感は3者を比較して、東京書籍の表紙のイラストが前回も申しましたとおり、ちょっと統一感がない、よくよく見ますと、低学年、中学年、高学年と三つに分かれておりますが、 やはり統一性がないのが気になっているところでございました。

一方で、光村図書出版の表紙は若干アニメチックなイラストではございますが、そのイラストからこれから道徳を学ぶ上で、イラストから優しさみたいなものがにじみ出ていて、とてもよいと感じております。

学習の目当て並びに振り返りに関しまして、東京書籍はそれがあったり、なかったりという統一性にやはり欠けている点が気になっております。光村図書出版は1年生から6年生までシンプルにとてもわかりやすく、これからどのような学習をするのかを、また学びを通して、どう振り返りをさせて児童みずからの考えを引き出そう、または導き出そうとしているかが感じられます。

教科書の内容としましては、前回の意見と重複しますが、どれも基本的には気づきを得られるような題材をチョイスし、身近に感じられる題材やテーマもバランスよく配置されているのではないかと感じております。

最後に道徳とは、人間はどう生きたらよいか、何をしたらよいか、何をしてはいけないか、こういうことだと思いますが、戦前は修身教育、旧制の小・中学校で道徳教育を行うために設けられた教科の名称でございますけれども、修身教育がございました。しかしこれは、他律的道徳、時代背景がありました。戦後、GHQによって、この修身教育を排除された後、他律的道徳がな

くなったこの後には、自律的道徳というものが必要だったのではないかと思うのですが、これが 全くなくなってしまった戦後70年だったのではないかと思っております。

今後、道徳という授業がなされていく中で、日本人のもつ伝統といったような、こういった宗教的感覚、または日本人のアイデンティティをしっかり根づかし、広め、さらに世界に誇れる道徳感が養われることを期待しつつ、私の意見に変えさせていただきます。

〇古川教育長

ありがとうございました。

〇高槻委員

前回3者に絞られたということで、私も改めて読みました。道徳で教えるべきことを考えると、私は正しい意味でのヒューマニズムを教えることだと思います。ヒューマニズムの取り方も文化によってさまざまなわけですが、私自身が自然科学者として、これからの人類が文化や宗教などを超えて、地球の上で自然を大切にしていくということを教えるということが共通のテーマだと思います。

その意味で、環境や自然保護、命を大切にするなどの内容が書いてある本としては光村図書出版がいいと思いました。

環境問題、あるいはヒューマニズムの問題の答えは簡単に一つではない。「手品師」の話の中にあるように、自分の夢を果たすこと、つまり定職につくという選択をすると、子どもとの約束を破ってしまうという迷いがある。それは子どもにとってどっちにすべきかを考えることが大事で、どっちにしなさいと上から下に教えることではないと思います。その意味で、自然の問題もそういう姿勢が大事だろうと考えました。

光村図書出版の6年生の教科書の中で、「私には夢がある」というキング牧師の一例が載っています。これはこの数年間、世界で差別、あるいは自分たちがよければいいという風潮が強まる流れの中で注目しました。私自身はこのキング牧師とかケネディ大統領が現役のころに中学生だったので、非常に印象が強いのですけれども、我々が理想的だと思っていた国であるアメリカの中で、黒人差別があることに驚きました。そして、そのことに挑戦した人がいるということに感動しました。今の子どもにその大切さを伝えてほしいという気持ちがあるので、よい教科書だと思いました。

5年生で「ひとふみ十年」という文章がありました。高山植物は非常にデリケートなので、なかなかひと夏で育つことができない。それを人が1回踏むと、戻るのに10年かかるというようなことが例として挙げられていて、心を動かされるものがあって、光村図書出版がいいと思いました。

全体として言えることは、道徳の教科書は国語の教科書とどう違うのだということを考えました。これは市民の声からもありました。道徳の教科書ができてくる中で、国語の教科書が変容していくのではないかと思います。国語で教えるのは、言葉とか文章のことであって、内容そのも

のは道徳のほうに移行する形で、両方の教科書の違いがより明確になっていくことを期待したい と思います。

もう一つは、いくらいい教科書があっても、先生の教え方というのが非常に大きいと思います。 その意味では、私は光村図書出版が一番いいと思いましたけれども、東京書籍も光村図書出版も さほど違いはありません。いずれにしてもこれは先生に上手に、正しく教えていただきたいと思 います。

結論的に言うと、光村図書出版が一番いいと思っております。

〇古川教育長

ほかによろしいでしょうか。

〇三町委員

私も前回の観点としてお話ししたのが学習指導要領の内容の取扱いの部分についての情報や現 代的な課題に対しての対応、もちろんその中でいじめ問題にも含まれます。

それから、児童自身が主体的に取り組めるようにというのも、取扱いのところに書かれていますし、それからみずからを振り返って、自分の成長を感じ、あるいは新たな課題や目標を理解させるようにする、そういう力をつけなければいけないとは思います。

そういう視点から前回も見て絞り込んだわけですけれども、さらに今回、一つは実際に使う教師がどの程度の工夫の余地があるのか、また子ども自身が道徳の教科書を読んで、自分でも学んでいけるようになっているか、そのバランスが大事だと思って、そういう視点で見てみました。

いわゆる現代的な課題等にかかわっては、どこもきちんと取り扱えている、3者とも使われているわけですけれども、逆に前回もちょっとお話ししたと思いますけれども、いじめ問題への対応については、内容的にはしっかりとあるのですが、意図的に東京書籍と光村図書出版は目次の中で「いじめ」というキーワードをはっきり入れて、目次を見てもこれは自分の問題として考えるべきものだということをはっきり出されている。これが一つ特徴的なところでした。

それから、それとのかかわりで道徳の指導項目、小学校低学年で19、高学年で22の指導項目があるわけですけれども、それぞれについてのバランスはどうかということで見てみると、自分としてみたときにバランスがいいのは東京書籍です。ある項目にかなり力を入れているところもありますし、逆に、ここに力を入れるなら、こっちも力を入れる、そういうセットの部分があると思うのですけれども、そういうバランスでは東京書籍がいいと感じました。

主体的な取組については前回も言いましたけれども、それぞれ、それなりの子ども向けのどういう内容を学習するということがはっきり書かれていますし、目当てのようなものが教育出版と 光村図書出版には5個載っています。何かそういう吹き出しの中で5個示したというところで、 これは教育出版、光村図書出版と思います。

それから、特に道徳の授業で大事な、道徳的な価値の理解を深めさせる、自分が今まで経験した道徳的な価値についてもう一回見つめ直す、そういう発問の仕方とか、その中で改めていいと

思ったことは本当にいいのかと悩みながら、またそっちが大事なのだというのを感じさせる、そういう発問ということで考えると、東京書籍と光村図書出版はかなり絞られています。現に一つは登場人物に対する心境とか、その下はどう考えているか。そして、あなたはそれについてどう受けとめる。そして、今後どう自分がやっていこうかと、そういう感じを受けました。

教育出版はそれが5項目くらいの質問に分かれていました。これは、出版会社の説明を見ると、 教師のほうで選択して選べるということになっているのですが、そういう形で教師が工夫して授 業を進めていく。ということは、実際には子どもはその設問も見るわけですから、そういうとこ ろでどうかと思いまいた。基本的にそれだけ見ると、何か考え、これがどうだとか、結論はこう だと、要するに、誘導的な感じは教育出版に感じたということで、これは東京書籍、光村図書出 版がいいと思いました。

それから、もちろんいろんな話し合いの仕方、体験のさせ方ではそれぞれあり、教育出版はロールプレイのページや、東京書籍では問題解決の前の話し合いの仕方があり、各者特徴があって、甲乙つけがたいものがあると思いました。

それに対して教師の工夫の余地、あるいは子どもが学んでいくというところで見ていくと、前回もお話ししたのですが、評価欄についての扱い、これは子ども自身が学習をしていく中で少し簡単な感想でもあるのでしょうけれども、それを教科書の部分で書かせるという形で位置づけているのが光村図書出版で、4か所に分かれていました。それで基本的に週1時間の35回は確保されていること。

それに対して東京書籍は巻末にいろいろあるのですけれども、学校だと大体4コースくらいですか、トータルで10何か所しか書く欄がない。教育出版にもあるのですけれども学期ごとのまとめの学習という形で、これは振り返りとしてどうかということで、子どもにとっての振り返りを時期時期に捉えることができ、これは光村図書出版がいいと感じました。

それから、子どもにとって巻末資料のあるというのは、自分で見て学ぶ機会になりますし、指導する上でも使えるということで、それで見ると東京書籍は楽しんで学べるというような資料が多く、教育出版はそれが見られないということで、東京書籍かと思っています。

それから、先ほどの内容についての扱いで、「手品師」については私も共通の認識でそれぞれ良さがあっていいです。もう一つ「手品師」はそれぞれ挿し絵の書いた人が違いますが、「花さき山」という絵本は、小学校4年生、あるいは3年生で扱われていましたけれども、あの本の挿し絵はみんな同じ作者が書いています。ただ扱い方、切り出し方が違うということで、印象として絵本の最後に「山にいっぱい花が咲いているよ」という、シーンがありますが、その姿がきれいに出ているのは光村図書出版かということで、同じ挿し絵でも書いてあるものでも、取り出し方が違うということで、そこら辺で光村図書出版のほうがいいということでした。

教師の工夫としてはと考えると、これは教育出版が5題材を、補助教材として用意されていて、35題材プラス5題材ということで教育出版がすぐれているという印象をもちました。

なかなか甲乙つけがたいので、自分では各評価項目に点数をつけました。トータルで点数にしますと、東京書籍と光村図書出版が同じになりました。まだ結論が出ていないので教育長の話を

聞きながら考えていきたいと思いますけれども、一応、東京書籍と光村図書出版が同じでございます。

〇古川教育長

ありがとうございます。

私の意見を述べさせていただきます。

発行者3者について、比較してみました。

教科書の特徴として、光村図書出版は他の教科の教科書と同じ大きさになっています。東京書籍と教育出版との重さは実は低学年では重さの差がありません。ということは、光村図書出版はページ数が多いということです。

1年の教科書は、光村図書出版が128ページ、東京書籍と教育出版が118ページ、6年の教科書では、光村図書出版が208ページ、東京書籍が192ページ、教育出版が152ページになっています。光村図書出版の分量が多いことがこれでよく分かります。教科書自体を比べてみると、6年生の教科書では、光村図書出版は教育出版より重くなっています。

内容についてですが、同じ教材を比較してみました。1年生の「かぼちゃのつる」の扱い方に、違いがよくあらわれていました。光村図書出版の19ページ、東京書籍の49ページ、教育出版の14ページ、これを比べてみると光村図書出版は全て文書になっています。東京書籍と教育出版は絵を見ながら授業を進める形になっています。1年生の発達の段階を考えると私は絵のほうが、子どもの興味関心を引きつけると思いました。

同じく1年の教材「はしのうえのおおかみ」、光村図書出版の42ページ、東京書籍の16ページ、教育出版の64ページを比べてみると、光村図書出版は6ページ立てになっています。東京書籍は4ページ、教育出版は5ページの扱いになっています。

同じく6年生の教材「手品師」では、光村図書出版の120ページ、東京書籍の102ページ、 教育出版の28ページを比べてみると、光村図書出版は5ページ、東京書籍と教育出版は4ペー ジになっています。

同じように、4年生の教材「バスのていりゅう所で」は、光村図書出版は4ページ、東京書籍 と教育出版は3ページ。

以上のように、光村図書出版は、文書量が多いことがよく分かります。

文章量が多いため、読むことがまず大変です。学校からの調査書や市民の皆様からの意見にも、 国語の教科書との違いが感じられないという意見が書かれていました。特に低学年では、他者の 教科書より字が小さくて読みづらいと感じました。

これらを考えると、東京書籍と教育出版の2者に絞ってよいかと思いました。

改めて東京書籍と教育出版の2者について、比較してみました。

審議会委員会の報告によると、東京書籍は、今日的な教材が準備されており興味・関心をもちやすい。目次にいじめや問題解決などを表示してあり分かりやすい。教材名の前に、「学習のテーマ」が簡潔に示されている。挿し絵や写真の分量・配置・画質など適切できれいであるなどの

よい点があり、課題としては、分量がやや多いという印象がある。実際、6年の教科書は、先ほど申し上げたように152ページの教育出版と比べると、東京書籍は192ページになっています。

教育出版は、いじめや情報モラルなど今日的な教材が準備され、興味・関心をもちやすい。先人・偉人を扱った教材が多い。各教材の最後に「学びの手引き」があり、発問の例があり、問題解決的な学習や体験的な学習を促している。吹き出しにより、児童の考える視点を絞り込んでいる。課題としては、挿し絵や写真の分量は適切であるが、写真の画質が粗いということでした。

各学校から出された意見では、よいという意見と課題があるという意見では、2者ともほぼ同様でした。

そこで改めて、2者を比較してみました。

同じ教材をどのように扱っているかという点を調べてみました。

1年生の教材「はしのうえのおおかみ」、東京書籍の16ページ、教育出版の64ページを比べてみると、東京書籍は教材の最初に発問が1題示されています。教育出版は教材の終わりに、「学びの手びき」として、発問の例が5題と、「ジャンプ」として体験的な学習、ロールプレイを促しています。

同じく6年生の教材「手品師」では、東京書籍の105ページには、発問の例が2題、教育出版の31ページには、発問の例が4題示されています。このように、発問が多く示されているというのは、活用しやすいという利点はあります。しかし、児童にも発問が見えてしまうので、児童の集中力を拡散する可能性があります。

4年生の同じ教材では、東京書籍では104ページ「お母さんのせいきゅう書」、教育出版は76ページの「ブラッドレーのせい求書」となっています。これは、「ブラッドレーのせい求書」という原作のままを扱っている教育出版と、東京書籍は内容を日本の話として直しています。原作のまま読ませたいという思いはありますが、身近な問題と考えさせる上では、直している方が児童には分かりやすいかと思いました。

今回の重要なテーマであります、いじめについての扱いも比較してみました。教育出版は、教 材名のすぐ後に、「学習のテーマ」で示していますが、東京書籍は、目次のところに「いじめの ない世界へ」と表示されていて重視していることが伝わり、児童の意識が高まると思いました。

このように2者には、よい点も課題も同程度に感じられました。

小平市にとってはどちらがよいかという点を考えてみました。

一番大きな違いは、教育出版の「学習の手引き」と、東京書籍のこころんの発問や指示の違いだと思います。発問が多く示されている教育出版と、教材に二つだけの発問だけ掲示している東京書籍を比較し、児童の集中や、教員の授業づくりにとってどちらが有効か考えてみました。

児童の集中という点では、教材が偶数ページで始まっている教育出版と、発問が少ない東京書籍とよさはそれぞれあります。

教員の使いやすさを考えました。小平市の教員は、道徳について研修をしっかりと受け、発問 づくりの大切さを学んでいます。また、各学校も道徳授業地区公開講座の取組などを通して、道 徳の研究をよくしています。中堅・ベテランの教員はどちらの教科書でも上手に指導できると思います。しかし、若手の教員や経験の少ない教員が多いという実態を考えると、今までの副読本に近い東京書籍のほうが、授業づくりをしやすいと思いました。

私は東京書籍を推薦したいと思います。

という結果で、東京書籍か光村図書出版に絞り込めると思いますが、改めて、もしご意見等が あればお願いします。

〇高槻委員

教育長の発言は、3者の中から最初光村図書出版をおろして、二つの比較をされたわけですけれども、もう一度光村図書出版をおろした理由を確認させてください。

〇古川教育長

光村図書出版は教科書のサイズとしては、ほかの教科書と同じサイズになっています。逆に言うと教育出版も東京書籍も少しワイドといいますか、そういう意味では光村図書出版のほうがほかの教科書と一緒に持ち歩くのには便利と思いましたが、実はその分光村図書出版は厚くなっています。

〇高槻委員

要するに、文章の量が多いということでしょうか。

〇古川教育長

そうです。文章の量が多いということは、それを読み込むのに、1校時、45分の間に読み込むのにかなり時間がとられて、考える道徳、議論する道徳にはどうなのかと思いました。

〇高槻委員

1年生を見る限り、ページ数でいけばそういうことかもしれませんけれども、光村図書出版の 教科書だけが教える時間、考える時間が拘束されるほど違いがあるというふうには感じません。

それから、この会議の進め方ですけれども、この4人の中では、3人が光村図書出版、三町委員は光村図書出版と東京書籍です。その4人の発言を踏まえた上で、字数が多いということで光村図書出版をおろすというのは、手順的に違和感がありました。

〇三町委員

私も教育長の選考の仕方の中で、文章量が多い、ページ数が多いということでお話がありました。確かに光村図書出版はB判、残りの二つはAB判で横長であること。確かにそれで、例えば東京書籍が少し多いというのは、巻末の資料がかなり多いということ。教育出版は巻末資料がないということ。光村図書出版は少ないですけれども、巻末を載せている。そういった各者の量を

少なくしながらも内容を多くしようという工夫だと思います。

さらにいうと、内容的に、確かに「かぼちゃのつる」は、漫画的な吹き出しの中で読み込んでいく形になる。個性的でいいのですけれども、ほかのものについて、文章量が多いのかというと、決して多くありません。つまり、例えば「手品師」であれば、同じ文章量です。先ほど例を挙げた「花さき山」もそうです。同じ文言でストーリーが書かれています。ですから、量ではなく、それをどう扱うか、それを入れるためにどうしてもページ数が増えてしまったというケース。

あえて「花さき山」は興味をもって見たので言いますと、「花さき山」は8ページ扱いです。 ほかは6ページ扱いです。2ページ違います。どう違うかというと、「花さき山」だけは光村図 書出版は挿し絵を大きくして、心情的なものを子どもにつかませたいということだったので、そ ういう意味での挿し絵をして、あえてページ数を増やしていると、そういうのがあります。そう いう意味での扱いもあるわけです。一概に量が多いからということにはならないのかと、私は思 います。

この後、2者で選抜するのであれば、それも絞り込みできればと思います。

〇森井教育長職務代理者

この会は、合議制ということが基本になっています。最初から3者の内の1者を排除するのは おかしな話です。教育長はご自分の意見をおっしゃってもいいと思いますけれども、私たちの意 見を取り上げ総合的な観点からみて発言なさるべきです。この会を進行する議長として私ども4 名が発言した後で、3者の内の1者の出版社を含めないというのは会議の進行としておかしいと 思います。

〇古川教育長

先ほど、私が申し上げたとおり、まず私の意見を申し上げますと言って、話をさせていただいたと思います。そして、決して私は光村図書出版を排除しようということで結論は言わなかったと思います。東京書籍か光村図書出版、この2者のうちのどちらかですねという言い方を最後にさせていただいたと思いますが。それでよろしいでしょうか。

〇三町委員

教育長が最初に3者の中で絞り込み光村図書出版を自分としては外すという形になっています。 これから議論するときに、その上で、ではどうしましょうというと、委員の皆さんが困ってしま うかと思います。そういうことで議論が進められません。

〇古川教育長

私の思いとしては3者ともいいと思います。だからあえて、絞り込むのはという方法を示しただけであって、決して私は光村図書出版がだめだと思っているわけではありません。ですから、今、意見を出し合って、東京書籍よりも光村図書出版、小平の子どもたちや教員のことを考えて

もそれがいいということのお考えを示していただければ、私は光村図書出版を否定するわけでは ありません。

〇三町委員

先ほど教育長のお話の中では最初に光村図書出版が消えてしまって、東京書籍と教育出版にかかわって小平の子どもたちにとってはどちらがいいかという議論だったと思います。ですから、私たちは、まだ古川教育長が光村図書出版は小平の子どもにとってどうなのかというのを聞いていません。それを皆さんで話し合いをしましょうと言われても、土俵に上がれない部分だということなので、もし光村図書出版について、小平の子どもたちにとってというところでのご意見を聞かせていただいて、そこにマイナスもあるというのであれば、そこも聞きながら議論を進めていけたらと思います。

〇古川教育長

わかりました。

光村図書出版は、非常に私は記述がすばらしいと思っています。ただ、先ほど申し上げたとおり、1年生の教科書の「かぼちゃのつる」では、果たして1年生の子どもの発達段階として文章が適切なのかという迷い。

それから、先ほど文章は一緒だという話でしたが、「はしのうえのおおかみ」は3者から見て みると文章が違います。最初の記述が光村図書出版は美しい文章になっています。そういうこと で、先ほど高槻委員がおっしゃったように、国語の教科書と道徳の教科書ってどうなのだろうか というので、そこで私はひっかかりました。

だからといって、光村図書出版を排除するものではありません。ただ、子どもたちが読み取るには、どうかと思いました。

教育委員の皆さん方がそういう文章はきれいな文章で子どもたちに勉強させたい、学習させた いというのでしたら、そこに固執はしません。

〇森井教育長職務代理者

私の意見としては美しい文章、美しい文字、美しい絵、子どもの年齢が低いうちは、何の教科だからということではなくて美しいものに触れさせたいという思いはあります。アニメ的なキャラクターが吹き出しで言うような言葉が教科書にあることで、子どもがそのことに集中してしまって、授業の本質というものを知るのには、少し邪魔になってしまうのではないかと思っています。前回、臨時会のときに私も「かぼちゃのつる」のことを申し上げましたが、各者の挿し絵を重視をしていました。そのときに、マンガチックなものが果たして低学年、特に1年生くらいの子どもたちにとって、そちらのほうに気が取られてしまって、内容をよく読み取ることができるのか、と疑問に思いました。

また、字が小さいということでしたが低学年では担任のクラスの先生が、静かな中でゆっくり

読んで聞かせてあげるというような授業のやり方をするのであればそれほど当てはまらないので はないかというような感想をもちました。

〇山田委員

私の意見は、とりあえず全委員の皆様のご意見を参考にした上で、光村図書出版には変わりは ございません。いずれにせよ、どの教科書も本当に基本的には甲乙つけがたいものだというふう に思っておりますし、むしろその教科書を手に取った児童、そして教員の皆様、これも高槻委員 がおっしゃったとおりだと思います。その場で道徳というものが本当にどう生きるか、そして何 をするべきか、何をしてはいけないのか、これをしっかりと落とし込むことができるような、そ して我がことのように、そしてその行動を伴うことができるかに結びつける、この授業こそが最 も大事な部分だというふうに思っておりますので、多数決ではございませんが、今、最終的に東 京書籍2票、光村図書出版が4票といったところでは、光村図書出版の意見が多かったところで、 私はその方向でよろしいのではないかというふうに感じております。

〇古川教育長

ほかになければまとめたいのですが、よろしいですか。 特にご意見はよろしいですか。

〇三町委員

私は二つ出させてもらいました。責任持って絞らないといけないという気がしているところです。私は教育出版の、小平の子どもたちにとって、あるいは先生にとってと考えたら、教育出版は難しいというか、子どもにとって教育長もおっしゃっていたように、質問の項目だとか、何か見てくると、逆にどうなのかということで、最初に消しました。だから考え方が違うので、困っているのですけれども、残念ながら教育出版はその分で惜しいと考えます。

東京書籍と光村図書出版で結構、本当に甲乙つけがたいのですが、題材のバランスは東京書籍がいいと思いました。特に社会とのかかわりの部分についてはバランスがとれていると思います。 光村図書出版は少ないという感じはしたところです。

それに対して先ほどあったように、子どもがりんごの教材を読んで自分のものとして考えていくときの表現の扱い方は光村図書出版がいいと思います。美しい言葉とか、あるいは内容、そこから子どもたちが感じ取れる、そういった扱い方をされている光村図書出版のほうがいいと思いました。東京書籍は一応私の中では却下させていただきたいと思います。

〇古川教育長

皆様のご意見を総合いたしますと、議案候補は、発行者名、光村図書出版、「道徳 きみがい ちばんひかるとき」が妥当だと存じますが、いかがでしょうか。

- 異議なしの声あり-

〇古川教育長

以上で協議事項を終了いたします。

ここで、ただいまの協議内容にそって、平成30年度から平成31年度使用小学校教科用図書の採択について、の議案を作成したいと存じます。

作成の間、休憩をとりたいと存じます。

3時20分まで、休憩といたします。

午後2時57分 休憩

午後3時20分 再開

〇古川教育長

会議を再開いたします。

(委員報告事項)

〇古川教育長

議案の審議を行います。

議案第23号、平成30年度から平成31年度使用小学校教科用図書の採択について、提案理由の説明をお願いいたします。

〇出町教育指導担当部長

議案第23号、平成30年度から平成31年度使用小学校教科用図書の採択についてを説明いたします。

先ほどの協議事項の中で、教育長及び教育委員の皆様からいただいたご意見をもとに、平成3 0年度から平成31年度使用小学校教科用図書の採択についての議案を作成し、提出したもので ございます。

発行者名、図書名を読み上げます。

発行者名、光村図書出版、図書名は、「道徳 きみがいちばんひかるとき」でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇古川教育長

質疑に移ります。

-なしの声あり-

〇古川教育長

質疑を終結し、討論に入ります。

-討論省略の声あり-

〇古川教育長

それでは、討論を省略し、採決を行います。

議案第23号、平成30年度から平成31年度使用小学校教科用図書の採択について、本案を 原案のとおり決することにご異議ございませんか。

- 異議なしの声あり -

〇古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

ここで休憩をとりたいと思います。

それでは3時25分まで休憩といたします。

午後3時20分 休憩

午後3時25分 再開

〇古川教育長

会議を再開いたします。

(教育長報告事項)

〇古川教育長

はじめに、教育長報告事項を行います。

委員報告事項(1)姉妹都市小平町との少年少女交歓交流事業の教育委員会視察について。私 から報告いたします。資料はございません。

今回の視察は、小平市の20人の子どもたちが小平町を訪問する8月7日月曜日から、11日金曜日に合わせまして、8月7日から9日までの3日間の日程で行いました。

視察の参加者でございますが、森井教育長職務代理者、三町委員、随行の余語教育総務課長と、 私の4人でございます。

視察の目的は、子どもたちの交流の様子に実際に触れるとともに、お世話になっております小 平町の皆様に感謝の気持ちを伝え、親睦を深めるというものでございます。 視察内容でございますが、7日の午前8時に小平市庁舎正面で行いました出発式の後、子どもたちに同行し、小平町の子どもたちとの交流の様子などを視察してまいりました。

初日は、小平町への移動で、ほぼ1日を費やし、午後5時前に小平町役場へ到着いたしました。 到着後、町職員が出迎える中、役場正面で鈴木副町長から歓迎のお言葉をいただきました。

その日の午後6時から、小平町側から、鈴木副町長、吉田教育長、永井教育委員、仙石教育委員、松本教育委員及び金澤管理課長にご出席いただき、情報交換の場を設けていただきました。 子どもたちの受け入れを行っていただいております教育委員会の皆様、また、小平町のお考えを 伺うよい機会となりました。鈴木副町長や吉田教育長はじめとする教育委員の皆様の人柄に触れ ることができ、教育に対する思いは共通する部分が多々あること、このような方たちが子どもた ちを迎えてくれていることを確認することができ、感謝したところでございます。

情報交換会の中では、新学習指導要領に関する移行期間中の学習指導についてや、特別の教科 道徳の教科書の選定などについて意見交換を行いました。また、小平町では、農業や漁業などの 経済活動において、近隣自治体との行政区域を越えた活動をしているとの説明を伺いました。さ らに、小平町の特産品であるサマーオレンジとアイボリーメロンについても話を伺いました。

2日目は、午前7時30分からの「朝のつどい」に参加し、子どもたちと一緒にラジオ体操を 行いました。子どもたちの元気な姿を見た後に、朝食をともにいただきました。小平市と小平町 の子どもたちが仲よく交流している様子を覗うことができました。

その後、小平町役場で関町長にお会いし、今回の受け入れに対してのお礼を申し上げました。 午前は、前日のご説明を受け、隣の増毛町にあります、国の重要文化財となっております旧商家 と、日本最北の造り酒屋を含めました町の様子を視察してまいりました。午後は、サマーオレン ジを栽培している農家や、小平牛の牛舎等を見学しました。夕方には、小平町にある国の重要文 化財である旧花田家番屋の見学をしている子どもたちの様子も見させていただきました。また、 子どもたちと一緒に番屋の隣の食堂で夕食をいただきました。

3日目は、旧花田家番屋に泊まった子どもたちが戻ってくるのと合わせて、朝食をいただきました。2泊ともにしてすっかり打ち解けた様子の子どもたちの姿をみて、改めて姉妹都市小平町との交流事業のよさを感じました。三町委員が代表して、子どもたちと小平町の皆様にお別れの挨拶を行いました。

その後、小平町役場で関町長、鈴木副町長、吉田教育長にお礼の言葉を述べさせていただき、 帰京いたしました。

今回の視察は、心配された台風の影響もほとんどなく、穏やかな天候に恵まれ各地を視察する ことができました。また、受け入れを行っていただいている教育委員会の皆様をはじめとした、 小平町の方々と直接触れ合うことができ、長年続いている少年少女交歓交流事業についての意義 を感じてまいりました。

小平町の皆様はもとより、小平市の青少年委員の皆様と担当課の皆様のご苦労とご尽力を、改めて認識いたしました。関係の皆様に感謝申し上げ、報告といたします。

私からの報告は以上ですが、参加された各委員からもご感想、ご意見等ございますでしょうか。

〇森井教育長職務代理者

ただいま古川教育長よりご報告いただきましたので、かぶるところもございますが、私からも 報告させていただきます。

今回、私も視察のメンバーの一員として少年少女交歓交流事業に参加した小平市の子どもたち 20名と一緒に姉妹都市である北海道小平町を訪問いたしました。

海の幸、山の幸に恵まれ自然豊かな小平町は広い空と青い海に囲まれ、本当にすばらしい町で、参加した小平町と小平市の子どもたちも海洋スポーツを楽しんだり、重要文化財である旧花田家番屋に宿泊するなど、ふだんではなかなかできないさまざまな体験をすることで、たくさんの思い出と仲間をつくることができたことと思います。

私たちも関町長、鈴木副町長、そして吉田教育長にお心遣いをいただき、小平町の農産業の様子を見せていただいたり、隣の増毛町にある重要文化財である旧商家丸一本間家をはじめ、歴史的にも重要な場所を訪問させていただくなど、大変有意義な時間を過ごさせていただきました。

また、懇親会においては、小平町の教育委員でいらっしゃる仙石委員、永井委員、松本委員と 吉田教育長、そして金澤担当課長にお忙しい中、同席いただき、大変実りの多い意見交換の機会 をいただきました。

小平町が姉妹都市であることは周知のところと思いますが、給食センターで出される米飯は小平町のななつぼしというお米を使っており、小平市の中学生の給食には欠かせないものとなっています。

また、毎年10月の第三日曜に開催されている小平市の市民まつりでは小平町から殻つきのホタテや新巻鮭、ジャガイモなど、たくさんの海産物や農産物が直送され、例年楽しみにされている市民の皆様が購入するために、早い時間からたくさん並ばれています。今回いただいた小平町特産のアイボリーメロンや果肉が黄色いサマーオレンジというスイカは本当においしく、小平町の食のすばらしさは既に市民の皆様の知るところでございます。

今回視察させていただき、小平町のよさをさらに知ることができたとともに、改めて多くの 方々に自然あふれる小平町を訪れていただき、そのすばらしさを実際に体感していただきたいと 思いました。

〇三町委員

私も今回、視察に参加させていただきました。

2年前にも行かせていただいたのですけれども、2年前に行って感じたことと今回感じたこと の違いがありました。

まず一つは、受け入れをいただいている側の活動に対して、大変工夫をしていただいていると思いました。一番大きいのは、花田家番屋への宿泊です。今までは町の施設に泊まっていましたが、昨年初めてそういった宿泊体験を町の子どもたちに対して行ったとのことでした。その第2弾ということで、今回は交流事業で泊まりました。

あの番屋の大きな建物の中で木の板の上に寝る、布団はありますが、寝るという体験というのは貴重だと思います。国指定の重要文化財ですので、そこで寝られるというのは本当にすばらしい体験を今回子どもたちはしたと思いました。

また、前回は留萌港の学習ということで、留萌港の歴史だとか、あるいは実際に港にいくというような体験だったのですけれども、今回は少し変えて海で、かに釣り体験を新たにしたということで、小平市の子にとっては身近なところにない海があって、自然があり、さらに船に乗る、そういう体験もできるという、大変貴重な子どもたちは体験をしてきたという意味で心に思い出いっぱい持って帰ってきたと感じています。

また、吉田教育長、それから金澤管理課長が我々にもいろいろと小平町のよさをお話いただき、 具体的に案内していただいたということが印象に残っています。小平牛というA5ランクの牛の 牛舎まで行くのに、町から30キロも離れていました。人も誰もいないところに牛舎があって、 牛だけがいる。人はどこにいるのかと聞くと、朝に餌を与えて、また夕方様子を見に来るという ことで、昼間はいないということでした。非常に心豊かな生活をされている。その中で、牛を育 てる、A5ランクをつくらざるを得ないという、経営的な苦しさ、何十万円の牛を買って、百何 十万円の牛にする、そのためにはどうしてもA5ランクの牛にしなければならないという、そう いう厳しさも、私自身も学んできたと思います。

子どもたちにとってもいい体験をしましたし、私自身も小平町という町がまちおこしのために 牛、あるいは農作物、あるいは海産物、さまざまな形で取り組まれている、そんなことも学ぶこ とができ、大変有意義な時間でした。

また2年後には、高速道路ではないのですけれども、自動車専用道路という形が留萌までつながるということで、千歳から約2時間で小平町にいけるということで、今までよりはきっと、あと何年かすれば時間的にはもっと有効に使えるような行動ができるようになるとそんなことも感じてきたところです。

子どもたちとっても我々もいい勉強をさせていただきました。本当にありがとうございました。

〇古川教育長

ありがとうございました。

以上で、教育長報告事項を終了いたします。

(事務局報告事項)

〇古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

はじめに、事務局報告事項(1)東部地区の児童・生徒の増加に伴う対応に関する説明会の実 施報告について、説明をお願いいたします。

〇有川教育部長

事務局報告事項(1)東部地区の児童・生徒の増加に伴う対応に関する説明会の実施報告について、を報告いたします。資料No.2をご覧ください。

市の東部地区の児童・生徒の増加に対する基本的な方向性につきましては、昨年の7月に説明会を開催し、主に保護者の方を対象にお知らせいたしました。その後、教育人口を推計したところ、東部地区の人口がこれまでの想定よりも増加する傾向が見られました。そのため、調整区域の見直しを行うこととして、このたび昨年度に引き続き説明会を開催いたしました。

詳細につきましては、坂本学務課長から説明させます。

〇坂本学務課長

それでは、資料をご覧願います。

1の説明会実施の概要でございますが、市の東部地区では、当分の間、小・中学校の就学年齢 人口の増加が見込まれております。自然増に加え、大規模な開発行為などにより住宅の建設が進 行していること、または予定されていることが、その要因となっております。

昨年7月の説明会では、東部地区の児童・生徒の増加に対して通学区域の見直しと校舎の増築など施設面の対応を複合して行うよう、考えていることをお知らせいたしました。人口や住宅開発の状況は、常に変動をしておりますので、本年5月1日時点の住民基本台帳をもとに開発事業の状況なども踏まえて、今後の児童・生徒数の推計を行いました。その結果、東部地区の児童・生徒数はこれまでの想定よりも増加する傾向が見られたことから、調整区域の見直しを行うこととして、後ほど申し上げます具体的な内容をお知らせするために、説明会を開催したものでございます。

2の説明会の実施状況でございますが、先月10日月曜日から13日木曜日までの間、東部地区の五つの小学校で会場を変えながら行い、5校で261人の出席がありました。出席者の内訳でございますが、(2)の表の未就学の保護者が155人、59.4%と高い数字となっております。これは説明会の案内文書に、今後の調整区域の見直しは小学校低学年以下の子どもに影響が生じる旨を記載し、東部地区の小学校のほか、幼稚園や保育園等にも配付したことによるものであり、未就学児を持つ保護者の皆様の関心が高いことを示していると考えてございます。

次に、3の(1)説明内容でございますが、①のこれまでの経過は、市全域と比べて近年の東部地区の人口及び世帯数の伸び率が高いことや、これまでに行っている対応策の説明をいたしました。具体的な通学区域での対応策としましては、鈴木町二丁目のNTT西団地跡地に建設の大規模なマンション及び花小金井南町一丁目のNTT東社宅跡地に建設中の大規模なマンションの通学区域を見直して、花小金井南中学校及び小平第八小学校への生徒・児童の増加を抑えるというものでございます。また、施設面としましては、小平第五小学校及び花小金井小学校における増築での対応を進めているところでございます。

②今後の対応につきましては、東部地区の三つの中学校、小平第三中学校、小平第六中学校、 花小金井南中学校における今後の生徒数の推計結果を示しました。そして、このまま対応しない 場合には、現在、三つの中学校とも500人台である生徒数が平成41年度に当たる年には、花 小金井南中学校では70%以上増加して、約860人となり、小平第三中学校においても13% 余り増加して、600人近くになることなどを説明いたしました。

その後、花小金井南中学校の大規模化への対応を中心に調整区域の解除について検討をしたこと、その結果、対応の具体的な内容として、兄弟姉妹関係などによる経過措置を残し、平成34年度に小平第十一小学校の通学区域で、小平第五小学校が選択可能な調整区域と、小平第六中学校の通学区域で、花小金井南中学校が選択可能な調整区域を解除することにより対応していくことを説明いたしました。ただし、人口の増減や大規模開発の住宅への入居状況などによりましては、対応の修正の可能性があることをつけ加えてございます。

(2)の質疑応答でございますが、説明の後、時間を設けて質問をいただきました。その主なものとしましては、今後、解除が予定される調整区域に住む保護者の方から、具体な個々のケースについて、小平第五小学校や花小金井南中学校を選択できるか否かを問う内容の質問でございました。

このたびの説明会では、東部地区での今後の対応についてお知らせしましたが、説明内容につきましては、おおむねご理解をいただけたものと考えております。

〇古川教育長

次に、事務局報告事項(2)第3次小平市子ども読書活動推進計画平成28年度進捗状況について、説明をお願いいたします。

〇松原地域学習担当部長

事務局報告事項(2)第3次小平市子ども読書活動推進計画平成28年度進捗状況について、を報告いたします。資料No.3をご覧ください。

このたび、第3次小平市子ども読書活動推進計画の平成28年度進捗状況を取りまとめました。本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を対象期間とし、0歳から18歳までの子どもの読書環境の整備を全庁的に推進するためのもので、毎年度、進捗状況を確認し、公表しているものでございます。

詳細につきましては、湯沢図書館長から説明させます。

〇湯沢中央図書館長

それでは、第3次小平市子ども読書活動推進計画平成28年度進捗状況について、報告させていただきます。

はじめに計画についての説明をさせていただきます。

計画の位置づけでございますが、本計画は努力義務ではありますが、いわゆる法定計画であります。子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき策定をしております。また、ほかの計画との整合性を図るとともに小平市における子ども読書活動の推進を図るために、展開していく施策の基本的な方向を示すものです。

計画の目的は、子どもが心豊かな人間性を育むために、自主的な読書活動を進めることができるよう、家庭、学校、地域、図書館などが連携し、小平市における子どもの読書環境の整備、充実を図ることを目的としております。

計画の対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間としております。

次に、計画の構成及び事業についてですが、成長過程にあわせた取組といたしまして未就学児、 就学児である小学生、中学生、高校生、それぞれの対象ごとに44の施策項目を設定、事業を実 施しております。

内容といたしましては、未就学児に対しましては継続的な取組といたしまして、乳幼児向け絵本リストの配布及び図書館における行事の定期的な開催、特別な支援を必要とする子どもへの支援などがあります。

また、新たな取組といたしましては、来館できない子どもと保護者へのサービス、行事開催日の検討、また、リサイクル本の提供などの14項目です。

小学校、中学校、高等学校の生徒に対しましては、継続的な取組といたしまして、学校図書館活字活用年間計画の作成と実施、市立図書館資料の活用、小・中学校に対する学校図書館協力員の配置、研修、小・中学校におけるブックトークの実施などがありまして、新たな取組といたしまして、レファレンスの充実、情報リテラシーの支援、中学生、高校生に向けた取組の充実など28の項目となっております。

第3次計画の2年目である平成28年度におきましては、計画にのっとりまして、順調に事業を進めております。

平成28年度に新たに取組をしたもの、実施をしたものでございますが、まず4ページをご覧ください。未就学児に対する新たな取組といたしましては、1おはなし室の解放、小さな子どものいる親子に対して毎月1回開催しております絵本のへやの終了後におはなし室の解放を行いました。

また 2、来館できない子どもと保護者へのサービスですが、子ども向けの行事について、働く 親を持つ子どもが参加しやすい日にちの設定、市内の公立保育園に出向いてのおはなし会の実施 などを行いました。

続きまして小学校、中学校、高等学校の生徒に対する平成28年度に実施する新たな取組でございますが、9ページをご覧ください。

4番、レファレンスの充実です。夏休みに子ども専用カウンターを開設いたしまして、子ども たちの自由研究などの支援を行いました。

5番、情報リテラシーの支援では、ティーンズ世代へのサービスといたしまして、高校生のバックヤード体験講座を実施いたしました。

今後も新たな取組について順次着手をするとともに計画を着実に進め、子どもが読書に親しむ 環境を提示してまいります。

なお、本計画の進捗状況につきましては図書館協議会に報告をいたします。報告後、市議会議 員への配付、図書館ホームページでの公表をいたします。

〇古川教育長

次に、事務局報告事項(3) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

〇有川教育部長

事務局報告事項(3) 寄附の受領についてを報告いたします。資料No.4 をご覧ください。

1は、金30万円を匿名希望の方より、育英基金への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場をおかりしてお礼申し上げます。

〇古川教育長

次に、事務局報告事項(4)小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願い いたします。

〇有川教育部長

事務局報告事項(4)小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。 資料No.5をご覧ください。

今回報告いたしますのは、4件で、例年、または過去にも承認しているものでございます。

〇古川教育長

次に、事務局報告事項(5)事故報告 I (7月分)について、説明をお願いいたします。

〇出町教育指導担当部長

事務局報告事項(5)事故報告 I (7月分)について、報告いたします。

7月の「事故報告 I」の交通事故、一般事故につきましては、資料№6のとおりでございます。 今月ご報告する交通事故は小学校管理外で1件でございます。

中段をご覧ください。一般事故は小学校管理下1件、管理外2件、中学校は管理下で1件でございます。

今月の事故報告件数は昨年度同時期に比べ、交通事故は0件から1件へ。一般事故は11件から4件へと減少しております。

それでは、小学校の管理外での交通事故①と授業中の事故①についてご報告いたします。 まず、小学校の交通事故①、休日の自転車事故です。

6月25日、日曜日、午後0時30分ごろ、小学校5年生男子児童は、野球の練習に行くため、 自転車に乗って出かけました。自宅近くのT字路で一時停止せずに進入したため、右方向から走 ってきた車をよけ切れずに車の側面に衝突しました。当該児童はその場で転倒したため、車の運 転手が119番通報し、救急車を要請しました。当該児童は病院に搬送され、処置を受けました。 診察の結果、鼻骨骨折及び左すね裂傷との診断を受けました。学校は翌26日月曜日に当該児童の登校に付き添ってきた保護者からの話で事故の概要を知りました。また教職員で事故の情報を共有し、各学級の朝の会で交差点での一旦停止等について改めて指導をしました。なお当該児童ですが、体育と水泳は見学をしましたが、そのほかは通常どおりの学校生活を送ったと報告を受けております。

次に、小学校の一般事故、授業中の事故①です。7月5日、水曜日、午前9時50分ごろ、6年生男子児童が、理科の実験観察のため、理科室から三角フラスコを持って教室に移動していました。その際に、1回から2回への階段の踊り場手前でつまずき、三角フラスコを持ったまま転倒し、持っていた三角フラスコが割れ、一部が手に刺さり、出血しました。当該児童は友達につき添われ、すぐに保健室に行きました。養護教諭が応急処置をして、止血しましたが、傷口が長かったため、副校長同乗の元、タクシーにて病院に向かいました。保護者にも連絡がつき、保護者も病院に向かいました。

診察の結果、右手小指下、左手小指先及び手のひら切創と診断され、縫合する処置を受けました。学校は再発防止のため、その日のうちに事故の経緯を全教職員で共有し、理科の授業における安全配慮についての確認をしました。なお当該児童の傷ですが、7月中に抜糸し、今後の水泳や体育の参加について保護者と学校が話し合っているところでございます。

〇古川教育長

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

〇森井教育長職務代理者

ただいまの事故報告でご説明のあった授業中の小学校での事故ですが、理科室から実験器具を 持って教室に向かうというような、授業はよくあることなのでしょうか。

〇出町教育指導担当部長

やむを得ず持ってくるということはありますけれども、その際に十分安全に配慮した中で行う ことが多ございまして、基本的にはそういう事故も予見されますので、なるべくしないように学 校ではしていると思います。

〇森井教育長職務代理者

けがのないように、今後よろしくお願いいたします。

〇三町委員

同じく事故報告 I のところの管理外の②ですけれども、公園で高鉄棒に飛び移る遊びをしていたということで、ここで言う高鉄棒というのは、どの程度のものなのか。公園に高鉄棒なるものが今の時代にあるのかどうかわからないのですが、一般の公園はそういう危険なものは避けると

思います。

〇出町教育指導担当部長

学校からの報告で高鉄棒となっておりまして、特にそこが何メートルあったのかというところ までは把握はしてございませんが、保護者の方も一緒にいて遊んでいる状況だったということで す。

〇三町委員

表現の問題なのかしれませんけど、今そういう高鉄棒や箱型ブランコとか、そういうのはもうほとんどない状態だと思いますけれども、実際にどういうものなのか、場合によっては水と緑と公園課に確認をして、それが本当に安全な遊具なのかどうか、点検をしっかりしていただくようにお願いしたいと思います。

〇古川教育長

ほかにございませんか。

-なしの声あり-

〇古川教育長

以上で、事務局報告事項を終了いたします。

ここで、職員の入れかえのため、暫時休憩とします。

-暫時休憩-

〇古川教育長

会議を再開いたします。

(議案)

〇古川教育長

次に、議案の審議を行います。

はじめに、議案第24号、小平市教育委員会事務の点検及び評価平成28年度分について、提 案理由の説明をお願いいたします。

〇有川教育部長

議案第24号、小平市教育委員会事務の点検及び評価平成28年度分についてを説明いたします。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務について、みずから点検及び評価を行い、その結果をまとめたものでございます。

詳細につきましては、余語教育総務課長から説明させます。

〇余語教育総務課長

それでは、説明いたします。報告書の1ページをご覧ください。

上段1、実施の趣旨にございますように、教育委員会事務の点検及び評価は、地方教育行政の 組織及び運営に関する法律において、義務づけられているものでございます。教育委員会は毎年 その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、課題や取組の方向 性を明らかにし、より効果的な教育行政の推進を図るとともに、これを市民に公表することで信頼される教育行政の推進につなげるものでございます。

続きまして、2、実施の方法の(1)点検・評価の対象でございますが、点検及び評価の対象は、点検及び評価の実施方針に基づき、平成28年2月の教育委員会で議決いただいた小平市教育振興基本計画の平成28年度基本的な方向及び主な取組に定めた52事業と教育委員会が特に重要であると認める2事業といたしました。

(3) 学識経験者の知見の活用でございますが、これも法に基づき、学識経験を有するものの知見の活用を図るため、二人の学識経験者から2回の会議の中で活発な質疑応答を重ねまして、ご意見及び評価をいただきました。

なお、平成27年4月の組織改正に伴い、スポーツに関すること及び文化に関することを市長部局で実施しておりますことから、教育委員会から該当する事務を引き継いでおります、文化スポーツ課及びスポーツ振興担当課長に自己点検評価表を作成いただき、学識経験者を交えた会議にも出席していただきました。

市長部局で担当していただきました事業は61ページ以降に掲載しております5事業で、自己 点検評価表の課名の前に市長部局と記載し、市長部局で担当していることがわかるようにしております。

続きまして、報告書の2ページからは、平成28年度基本的な方向及び主な取組を掲載しております。

続きまして、14ページをご覧ください。点検・評価表の様式につきましては学識経験者の知見の活用を図ることから、意見を伺うのに適した様式に努めており、昨年度と同じものを使用しております。成果指標、活動指標は事業規模や三か年の推移をあらわすために設けたものでございますが、事業によっては数値化できる内容が見つからないために空欄とした事業や単に内容を示したものがございます。

15ページから66ページまでは、平成28年度の基本的な方向に掲げられた52事業の結果でございます。

67ページからは教育委員会が特に重要と認める2事業の結果でございます。

69ページから71ページは学識経験者の意見を掲載しております。個別事業に対する意見については今後の事業の推進に活用してまいります。

最後になりますが、本案を議決いただいた後、市議会9月定例会にて報告書を提出し、あわせ て市報、ホームページ等で公表をしてまいります。

〇古川教育長

質疑に移ります。

〇山田委員

ただいまの議案第24号、小平市教育委員会事務の点検及び評価、平成28年度分について質問させていただきます。

ページ数で申しますと、65ページ、郷土愛と後継者の育成の部分のNo.51、鈴木遺跡国指定 史跡化の推進の部分で質問というか意見を述べさせていただきます。

事業の評価ということで今後の方向性ということで、鈴木遺跡の国指定史跡化をより具体化するために、ということでございますが、ぜひ市民との相互理解もとても重要、必要と感じておりまして、市民とともに地域活性化を目指していただけたらと思っておりますが、成果指標ということで、平成26年度から平成27年度、平成28年度、この参加者人数を見ましても、平成26年度を超えてもいいという部分で、もう少し意識を働かすということができるならば、もっと参加者人数というものを増やしていただきたいというのが1点。

そして、この鈴木遺跡はかなり有名なものでございますので、そういった意味でも内からもっと盛り上げていける、活性化という部分で捉えていただきまして、ぜひさらに進めていただけたらと思います。

〇永田文化スポーツ課長

鈴木遺跡の国指定化に向けた取組をさらに市民の方を巻き込んで取り組んでいく方向で考えて おります。

〇古川教育長

ほかにございませんか。

〇森井教育長職務代理者

学識経験者からのご意見というところで、二人の大学の先生方に丁寧にきめ細やかに見ていただきまして、ありがとうございました。その中で星槎大学特任教授、新井先生の個別事業への意見の中で、家庭教育への支援としての家庭教育講座に関して、さまざま、今後の課題も含めて、一層の充実を望むというご意見がありました。それを見て41ページの現在小平市で行われている家庭教育講座の実施を見たときに、先生がこのようにしたらいいというのとは少し形態が違っ

ているという感想をもちました。

さまざまな個々の子どもの発達状況に応じて指導が行えるような配慮とのことでしたので、今 後頂いたご意見に基づいて、家庭教育講座に関して形態を変えていく必要性があるという感想を もちました。

〇照井中央公民館長

学識経験者のご意見を踏まえて、来年度以降の家庭教育講座につきましては、今年度実施して おります事業企画委員会の中で地域の皆様とともに、地域に根差した内容、また対象者となる方 の状況に応じた内容で検討しており、より参加しやすい形態で進めてまいります。

〇三町委員

今の関連で学識経験者の方が、学校教育においてもというようなことで、家庭教育講座でない 部分についても広く提言されています。学校における特別支援教育の推進という意味合いだと思 いますけれども、そのための研修が必要と書かれていると受けとめています。そんなような私の 読み取りでよろしいでしょうか。

69ページの真ん中下のところに、「付言するならば、この視点は年齢と学年が対応されている学校教育においても重要であり、この視点からの教員研修も重要であろう」ということが書かれています。これはさっき言われたように家庭教育講座とは別な、学校教育は基本的に発達段階を使うわけですよね。これは通常の教育や通常の学級における授業では当然集団での指導を前提としつつ個によるかかわりですから。一概に全て、個を前提としたかかわりはむずかしい部分があると思うのですけれど、ただ、ここで言っているのは、学校における特別支援教育の推進という視点で研修も必要だというふうに私は受けとめたのですけれども、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

〇出町教育指導担当部長

ここでお話されていることは学校教育においてというようなことで、発達の段階という言葉が使われておりますので、当然、集団の中で通常の学級にいる、そういったお子さんも含めてというふうに理解をしております。

〇三町委員

別件でこれも学校教育にかかわるところで、17ページの学校サポーター制度に向けた体制の整備についてで、今後の方向というところで、今までの学校サポーターという定義と今後の方向でいう学校サポーターという定義が変わっているというような印象を持ちました。さまざまな支援に携わっている方の情報交換・連携・ネットワークづくりを進め、相互に協力し合い、学校を支えるシステム、これを「学校サポーター制度」と書かれています。それが充実できるようにというところになると、例えばここで書かれている今までの市が予算をとって、いろんな形で学校

を支援している人材ということだけじゃなくなると思います。チーム学校と言われるような、新しい概念の中で、このほかにも新しいのが、例えば部活動指導員、一つの責任を持てるような人材という、外部人材が増えてきている。そういうものを含めた学校を支えるシステムに今後はそういう方向を含めて考えていくと受けとめてよろしいのでしょうか。

〇荒木教育施策推進担当課長

学校サポーターには学校ボランティア、学生ボランティアなど、今まで想定されなかった外部からのサポート者が入っており、また「社会に開かれた教育課程」ということで、新しい教育課程も始まるということで、これからどのように小平市として、今後の制度を整えていくのかといった、周囲の市の状況も注視しながら進めていこうと思ってございます。

〇三町委員

わかりました。

〇古川教育長

ほかにございませんか。

ーなしの声ありー

〇古川教育長

質疑を終結し、討論に入ります。

-討論省略の声あり-

〇古川教育長

討論を終結し、採決を行います。

議案第24号、小平市教育委員会事務の点検及び評価平成28年度分について、本案を原案の とおり決することにご異議ございませんか。

- 異議なしの声あり-

〇古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。 ここで、職員の入れかえのため、暫時休憩とします。

-暫時休憩-

〇古川教育長

会議を再開いたします。

議案第25号、平成29年度教育予算の補正の申出について、提案理由の説明をお願いいたします。

〇有川教育部長

議案第25号、平成29年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会9月定例会提出議案の原案として、教育委員会が所管する教育予算に係る補正 を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきまして、教育費国庫負担金で7,139万5,000 円の増、教育債で3,070万円を増額いたします。

歳出につきまして、小学校費で1億5,707万2,000円の増、中学校費で1,541万3,000円の増、社会教育費で123万3,000円の増、保健体育費で929万5,000円の増、合計して教育委員会が所管する教育費で、1億8,301万3,000円を増額いたします。

はじめに、歳入でございますが、教育費国庫負担金につきまして、小平第五小学校及び花小金 井小学校校舎増築工事に係る歳入を平成30年度に一括して見込んでおりましたが、年度をまた がる工事のため、国庫負担金も2年間にわたり交付されることが決定されたことから、皆増いた します。

また、教育債につきまして、増築により既存設備の改修が必要となり、全体工事費が増となることに伴い、増額いたします。

続きまして歳出でございますが、小学校費の学校管理費につきまして、学校の施設修繕料を増 額いたします。

また、小平第五小学校増築、及び花小金井小学校増築につきましては、設計が進む中で、建築 工事と三つの附帯設備工事に分けて契約することになったことに伴い、それぞれの契約ごとに前 払い金が必要となったことから、増額いたします。

さらに、放送室にある、経年劣化した音声調整卓等の入れかえのための予算を計上いたします。 中学校費の学校管理費につきまして、学校の施設修繕料の増額及び放送室にある、経年劣化し た音声調整卓等の入れかえのための予算を計上いたします。

社会教育費の図書館費につきまして、小平市が環境負荷の低減のため進めております、第二次 エコダイラ・オフィス計画に基づき、二酸化炭素の排出量の削減のため、中央図書館3階事務室 の照明器具を、LED器具へと交換するための予算を計上いたします。

保健体育費の学校給食費につきまして、学校給食センターの建て替えに向けて、既存施設の調査等を行うための予算を皆増いたします。

〇古川教育長

質疑に移ります。

-なしの声あり-

〇古川教育長

それでは質疑を終結し、討論に入ります。

-討論省略の声あり-

〇古川教育長

それでは討論を終結し、採決を行います。

議案第25号、平成29年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決すること にご異議ございませんか。

- 異議なしの声あり -

〇古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第26号、平成30年度使用特別支援学級教科用図書の採択について、提案理由の 説明をお願いいたします。

〇出町教育指導担当部長

議案第26号、平成30年度使用特別支援学級教科用図書の採択についてを説明いたします。 公立学校で使用する教科用図書の採択につきましては、所管の教育委員会が行うこととなって おります。

特別支援学級で使用する一般図書については、児童・生徒の発達の段階を考慮し、毎年度採択がえを行っております。

特別支援学級用の教科用図書につきましては、原則は市立小・中学校の通常の学級と同一の教科用図書を使用することになります。

しかし、児童・生徒の発達の段階や障がいの程度、また学習の定着状況等の観点から、通常の 学級で使用する教科用図書を使用することが適切でない場合は、文部科学省が著作の名義を有す る教科用図書や他の適切な教科用図書を採択し、使用することができることとなっております。

これは、学校教育法附則第9条の規定によるものでございます。

この場合の他の適切な教科用図書というのは、市販の図書を教科書とする一般図書でございます。

小平市特別支援学級教科用図書審議委員会では各校一人一人の児童・生徒の実態により、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年の検定教科書以外の教科書を使用することが適当と考えた場合には、次の順序により教科用図書を調査・研究いたします。

1、本市使用の教科用図書下学年教科書の使用。2、特別支援学校用文部科学省著作教科用図書。3、一般図書。

なお、一般図書につきましては、特別支援学級の教科指導にふさわしいものを建議するという 視点から、文部科学省作成の「一般図書一覧」及び東京都教育委員会作成の「平成30年度使用 特別支援教育教科書調査研究資料学校教育法附則第9条の規定による教科書(一般図書)」に基 づき調査研究を行いました。

資料の中に2種類リストがございますが、表中に学校名が記されているリストがございますので、ご覧いただきたいと思います。

例えば、小平第一小学校の国語の中で、同成社の「ゆっくり学ぶ子のためのこくご入門編2 (改訂版)」とありますが、これは、一般図書を使用したいというものでございます。

また、小平第四小学校の国語の中で、東京書籍の「こくご☆☆☆」とありますが、これは文部 科学省著作教科書を使用したいというものでございます。その他の教科でも、☆が書かれている 教科書は文部科学省著作教科書でございます。

先ほどご説明申し上げましたが本市採択の教科用図書を使用する原則もありますので、各特別 支援学級設置校においては、一覧の文部科学省著作教科書及び一般図書のほか、全種目にわたっ て、その教科用図書を使用する学年、または他学年の当該種目の本市使用の教科用図書を選定し ております。

例えば小学校の音楽でございますが、先ほどの学校名が記されているリストをご覧いただきますと、小平第一小学校で児童の発達段階を考え、一般図書名が書かれています。

一覧に出ていないそれ以外の小学校では本市使用の教科用図書の当該学年または下学年教科用 図書を使用したいということでございます。

各特別支援学級設置校において、教科用図書の調査・研究を行い、小平市特別支援学級教科用図書審議委員会委員長に報告を行いました。この報告をもとにして、平成29年7月11日に同審議委員会を開催しました。

お配りしました一覧は、平成29年7月20日に、小平市特別支援学級教科用図書審議委員会 委員長の小平第五中学校、髙山知機校長から建議があったものでございます。

これに基づき、本件の採択は、検定済教科書を除く、文部科学省著作教科書と一般図書をご審議いただくものでございます。

〇古川教育長

質疑に移ります。

〇三町委員

確認です。例えば1ページ目、開きの小学校国語で、小平第一小学校の子どもたちには6種類の教科書ということで一般図書が挙がっています。学年ごとに使い分けて、これを使うことだということで挙がってきていると思いますけれども、それに対して小平第四小学校は4種類挙がってきているということは、4種類はいくつかの学年で残りの他学年については、普通の教科書を使うという理解でよろしいのでしょうか。

〇出町教育指導担当部長

委員がおっしゃるとおりでございまして、そこにないものにつきましては、そちらの学級と同じものを使用するということでございます。

〇古川教育長

ほかにございませんか。

〇森井教育長職務代理者

ここに載っている図書は審議委員会を経てきているものなので、内容等については小平市の特別支援学級の子どもたちが学ぶにふさわしい本であると思うのですが、旺文社の道徳の題名が少し気になります。「学校では教えてくれない大切なこと」という題名の図書を学校で教えるというのはどうなのでしょうか。内容を重視したということなのでしょうね。

〇出町教育指導担当部長

こちらは副題もついておりまして、友達の関係というようなところで、中身的には特に問題ないものと判断しております。

〇森井教育長職務代理者

わかりました。

〇古川教育長

ほかにございませんか。

-なしの声あり-

〇古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

-討論省略の声あり-

〇古川教育長

それでは討論を終結し、採決を行います。

議案第26号、平成30年度使用特別支援学級教科用図書の採択について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

- 異議なしの声あり-

〇古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開 にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。4時30分まで休憩とします。

午後4時22分 休憩